

償却資産に係る課税標準の特例（令和7年度）※一部抜粋

地方税法		適用対象	取得時期等	適用期間	特例率	経過規定	備考
条	項						
349 / 3	2 項	ガス事業用資産	H29. 4. 1 以降	5 年間	1/3		
	2 項	ガス事業用資産	H29. 4. 1 以降	その後5年間	2/3		
	旧 2 項	ガス事業用資産（特別一般ガス導管事業）	R4. 4. 1～R7. 3. 31	5 年間	2/3	R4 改正法 13②	
	旧 2 項	ガス事業用資産（特別一般ガス導管事業）	R4. 4. 1～R7. 3. 31	その後5年間	5/6	R4 改正法 13②	
	3 項	農業協同組合等共同利用設備		3 年間	1/2		
	4 項	外航船舶		期限なし	1/6		
	4 項	準外航船舶		期限なし	1/4		
	5 項	内航船舶		期限なし	1/2		
	6 項	離島航路事業用内航船舶（349 条の 3⑤との連乗後）		期限なし	1/6		
	23 項	信用協同組合等		期限なし	3/5		
	27 項	家庭的保育事業		期限なし	1/2		わがまち
	28 項	居宅訪問型保育事業		期限なし	1/2		わがまち
	29 項	事業所内保育事業		期限なし	1/2		わがまち
	30 項	認定生活困窮者就労訓練事業		期限なし	1/2		
附則 15	2 項 1 号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	R6. 4. 1～R8. 3. 31	期限なし	1/2		わがまち
	2 項 2 号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	R6. 4. 1～R8. 3. 31	期限なし	1/2		
	2 項 3 号	公共の危害防止施設等 最終処分場	R6. 4. 1～R8. 3. 31	期限なし	2/3		
	2 項 4 号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	R6. 4. 1～R8. 3. 31	期限なし	1/3		
	2 項 5 号	公共の危害防止施設等 下水道除害	R6. 4. 1～R8. 3. 31	期限なし	4/5		わがまち
	21 項	津波対策用設備	H28. 4. 1～R10. 3. 31	4 年間	1/2		わがまち
	25 項 1 号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光/1,000kW 未満、風力/20kW 以上、地熱/1,000kW 未満、バイオマス（第 2 号を除く）/10,000kW 以上 20,000kW 未満）	R6. 4. 1～R8. 3. 31	3 年間	2/3		わがまち
	25 項 2 号	再生可能エネルギー発電設備（バイオマス（木竹等）/10,000kW 以上 20,000kW 未満）	R6. 4. 1～R8. 3. 31	3 年間	6/7		わがまち
	25 項 3 号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光/1,000kW 以上、風力/20kW 未満、水力/5,000kW 以上）	R6. 4. 1～R8. 3. 31	3 年間	3/4		わがまち
	25 項 4 号	再生可能エネルギー発電設備（水力/5,000kW 未満、地熱/1,000kW 以上、バイオマス/10,000kW 未満）	R6. 4. 1～R8. 3. 31	3 年間	1/2		わがまち
	28 項	浸水防止用設備	H29. 4. 1～R8. 3. 31	5 年間	2/3		わがまち
	34 項	農業協同組合等共同利用機械	R2. 4. 1～R9. 3. 31	3 年間	1/2		
	37 項	一体型滞在快適性等向上事業	R6. 4. 1～R8. 3. 31	5 年間	1/2		わがまち
	43 項	先端設備等（貢上げ要件を満たす導入計画による）	R7. 4. 1～R9. 3. 31	3 年間	1/2		
	43 項	先端設備等（更なる貢上げ要件を満たす導入計画による）	R7. 4. 1～R9. 3. 31	5 年間	1/4		
	旧 44 項	先端設備等	R5. 4. 1～R7. 3. 31	3 年間	1/2	R7 改正法 9⑦	
	旧 44 項	先端設備等（貢上げ要件を満たす導入計画による）	R5. 4. 1～R6. 3. 31	5 年間	1/3	R7 改正法 9⑦	
	旧 44 項	先端設備等（貢上げ要件を満たす導入計画による）	R6. 4. 1～R7. 3. 31	4 年間	1/3	R7 改正法 9⑦	
旧附則 64		先端設備等	R3. 4. 1～R5. 3. 31	3 年間	零	R3 改正法 13①	

※…上記の表は、地方税法に定められる課税標準の特例規定の一部を抜粋したものであり、すべての規定を網羅したものではありません。各規定の詳しい内容や他の特例規定については、地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等をご確認ください。